

静岡県教育委員会告示第22号

静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱（令和4年静岡県教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月15日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対し、授業料に相当する額を支援することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、静岡県が支給する高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項に規定する高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係規程等)</p> <p>第2 専攻科支援金の取扱いについては、次に掲げる規定等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）</u></p> <p>(2) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（<u>令和2年4月1日元文科初第1861号</u>）（以下「国取扱い」という。）</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 生計維持者 <u>高等学校等就学支援金の支</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、高等学校等専攻科に通う低所得世帯<u>及び多子世帯</u>の生徒に対し、授業料に相当する額を支援することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、静岡県が支給する高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）<u>（以下「国交付要綱」という。）</u>第3条第1項に規定する高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係規程等)</p> <p>第2 専攻科支援金の取扱いについては、次に掲げる規定等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>国交付要綱</u></p> <p>(2) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（<u>令和7年5月2日文科科学省初等中等教育局長決定</u>）（以下「国取扱い」という。）</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 生計維持者 <u>国交付要綱第3条第1項第</u></p>

給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する者

- (5)・(6) (略)
- (7) 市町村民税の所得割の課税所得額 施行令第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額

(8) (略)

(支給要件)

第4 専攻科支援金の支給対象となる者は、高等学校等のうち、静岡県が設置した高等学校等専攻科に在籍する生徒であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 生計維持者の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者

(5) (略)

2 (略)

(支給金額)

第5 専攻科支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、県が受給権者に対して有する授業料債権（以下「授業料債権」という。）が発生した月数を乗じた額とする。

- (1) 生計維持者の算定基準額又は算定基準額に相当する額が100円未満 9,900円

4号に規定する者

- (5)・(6) (略)
- (7) 市町村民税の所得割の課税所得額 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額

(8) (略)

(9) 低所得世帯 生計維持者の算定基準額又は算定基準額に相当する額が51,300円未満である者

(10) 多子世帯 市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生活維持者に扶養されている者

(支給要件)

第4 専攻科支援金の支給対象となる者は、高等学校等のうち、静岡県が設置した高等学校等専攻科に在籍する生徒であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 低所得世帯又は多子世帯

(5) (略)

2 (略)

(支給金額)

第5 専攻科支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、県が受給権者に対して有する授業料債権（以下「授業料債権」という。）が発生した月数を乗じた額とする。

- (1) 低所得世帯のうち生計維持者の算定基準額又は算定基準額に相当する額が100円未満である者 9,900円

<p>(2) 生計維持者の算定基準額又は算定基準額に相当する額が100円以上<u>51,300円未満</u> 4,950円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) <u>低所得世帯のうち</u>生計維持者の算定基準額又は算定基準額に相当する額が100円以上<u>である者</u> 4,950円</p> <p>(3) <u>多子世帯</u> 9,900円</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度4月分の専攻科支援金から適用する。